

令和2年4月2日

保護者 様

目黒区教育委員会
目黒区立第十一中学校長
田 井 俊 行

新型コロナウイルス感染拡大のための令和2年度当初の臨時休業等について

本校における新型コロナウイルスの感染症への対応に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年度当初の臨時休業等につきまして、下記のとおりお知らせします。

なお、状況が刻々と変化していることから、本内容は現時点のものとなります。

記

1 臨時休業期間について

令和2年4月6日（月）から令和2年5月6日（水）までとします。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であることから、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

2 始業式について

- ・始業式は、4月6日（月）に行います。
- ・始業式当日は授業日としません。
- ・軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）が見られる場合は、自宅で休養してください。また、感染予防の観点も含め、登校しない場合は、必ず学校に連絡してください。

3 入学式について

- ・4月7日（火）に行います。
- ・入学式当日は授業日としません。
- ・参列者は、新入生及び新入生保護者、並びに教職員及び在校生代表生徒1名とします。
- ・新入生の保護者の参列は、1世帯当たり、1人または2人とします。
- ・軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）が見られる場合は、参列せず、自宅で休養してください。また、感染予防の観点も含め、登校しない場合は、必ず学校に連絡してください。

4 臨時休業期間中の登校日の設定について

- ・教科等の学習指導及び家庭学習の指導、並びに健康状態の把握を行うために、次に示す表のとおり、学年別に登校日を設定し、給食後下校とします。
登校時刻：8時20分、下校時刻：13時00分
- ・登校日の対象の生徒には給食を提供します。
- ・登校日以外に、学校施設に生徒の預かりは行いません。

(登校日)

4 / 6 (月)	7 (火)	8 (水)	9 (木)	10 (金)
始業式 (第2・3学年)	入学式 (第1学年)	第1学年	第2学年	第3学年
13 (月)	14 (火)	15 (水)	16 (木)	17 (金)
第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年
20 (月)	21 (火)	22 (水)	23 (木)	24 (金)
第3学年	第1学年	第2学年	第3学年	×
27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	5 / 1 (金)
第1学年	第2学年	祝日	第3学年	×

5 登校にあたって

- (1) 生徒は登校前に各ご家庭で検温と風邪症状を確認するなど、健康状態の把握を十分に行い、健康カードに記入して学校に提出します。
- (2) 生徒に可能な限りマスクを着用して登校させるようお願いします。
- (3) 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも、登校せずに自宅で休養します。また、感染予防の観点も含め、登校しない場合は、必ず学校に連絡してください。なお、登校日は授業日としないため欠席扱いとなりません。
- (4) 医療的ケアが日常的に必要な生徒等や基礎疾患等のある生徒等について
 - ア 重症化リスクへの対応の必要性が考えられますので、登校については個別にご相談ください。
 - イ 登校すべきでないという判断となった場合は、登校せずに自宅で休養してください。

6 登校日を設定した際の感染防止対策（例）

- ・余裕のある教室に生徒を分散したりするなど、少人数の授業を極力行います。
- ・机を離したり、換気を行ったりするなどして、密閉空間の状態を極力避けるようにします。
- ・生徒同士の体が接触する活動は極力避けるようにします。（例：体育科、保健・体育科の授業でペアを組んで運動するなど）
- ・グループによる話し合い活動等は極力避けるようにします。
- ・生徒が同時に声を発する合唱や音読等の指導は極力避けるようにします。
- ・単元の入替え等を実施し、生徒が接触や会話等をする必要がある学習活動を後半に設定するなどの工夫をします。

7 臨時休業期間中における家庭学習及び生活指導について

(1) 家庭学習

ア 事前指導

- ・生徒が自宅で学習できるよう、登校日に学校から学習内容や提出日等について、お知らせします。
- ・eラーニングシステムの活用方法について、登校日に学校から生徒に指導するとともに、学習を進める箇所についてお知らせします。

(2) 生活指導

ア 感染症予防に関する事前指導

生徒には、以下の点について事前に指導をしていますので家庭でも確認してください。

- ・爆発的患者急増防止に向け一人ひとりの行動変容が臨時休業期間中も重要であること。
- ・臨時休業中は外出を控え、やむを得ず外出する場合はマスクを着用すること。
- ・外出する際には、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場面、間近で会話や発声をする密接場面の3つの条件が同時に重なる場を避けること。(参考資料:「密を避けて外出しましょう!」首相官邸・厚生労働省)
- ・咳エチケットや手洗い、うがい等、基本的な感染症対策を自宅等においても確実に実施すること。
- ・バランスの取れた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めること。
- ・毎朝検温するなど健康状態の把握に努めること。
- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないこと。

イ 生徒の健康維持

- ・生徒の運動不足やストレスを解消するために、安全な環境の下に行われる日常的な運動(ジョギング、散歩、縄跳びなど)の機会を確保してください。

8 登校日の感染症対策

登校日には以下のような感染症対策を行います。

(1) 生徒への指導内容

- ア 感染拡大を防ぐためには、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛」が重要であること。
- イ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ウ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。
- エ 換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の3つの「密」を避けること。

(2) 環境整備

- ア 教室等の換気をこまめに行う。
- イ 生徒の座席の間隔を最大限確保し、前向きに配置する。給食を食する際の座席についても前向きとし、会話は控える。
- ウ 教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなどする。

(3) 学習活動

- ア 生徒同士の体が接触する活動を極力避ける。
- イ グループによる話し合い活動等を極力避ける。
- ウ 生徒が同時に声を発する合唱や音読等の指導を極力避ける。
- エ 実施可能な教科等の学習においては余裕のある教室に生徒を分散して、少人数の授業(20名以内)を行う。

9 行事の変更について

臨時休業の影響または、感染拡大防止対策のため次の行事について変更します。

(1) 4月

対象学年	教育活動名	変更前	変更後
2, 3年	保護者会	4月9日(木)	実施
3年	全国学力・学習状況調査	4月16日(木)	中止
3年	音楽鑑賞教室	4月24日(金)	中止
全学年	目黒区学力調査	4月27日(月)	延期
1年	保護者会	4月28日(火)	実施
全学年	評定保護者会・部活動保護者会	4月28日(火)	延期

(2) 5月

- ・ 修学旅行 3年 5月23日(土) から25日(月) 延期

(3) 6月

- ・ 体育大会 全学年 6月6日(土) 実施又は延期で検討中
- ・ 自然宿泊体験教室 1年 6月17日(金) から20日(土) 延期

10 部活動

5月6日(水) まで中止とします。

11 新型コロナウイルス感染症に関する連絡について

児童・生徒、並びに同居するご家族等が、新型コロナウイルス感染症の「感染者」または「濃厚接触者」となった場合は、速やかに学校にも連絡してください。

なお、児童・生徒、教職員が「感染者」となった場合は、原則として14日間の「臨時休業(学校閉鎖)」となるため、登校日は設定しません。

12 めぐろ子ども見守りメールへの加入について

感染症対策に関するお知らせを迅速に連絡できるよう、「めぐろ子ども見守りメール」への加入をお願いいたします。

※未加入のご家庭で加入を希望される場合は、学校あてにご相談ください。

※新1年生保護者の方は入学式当日お渡しする申請書にてお申し込みください。

以 上

連絡先

目黒区立第十一中学校 副校長

武 藤 了

電話 3718-6506